

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	日本ロジテム株式会社
【英訳名】	JAPAN LOGISTIC SYSTEMS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都品川区荏原一丁目19番17号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目11番3号 新橋住友ビル
【電話番号】	03-3433-6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理部長 上田 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することができるよう、第29条第2項および第38条第2項の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

中西英一郎、中西弘毅、小倉章男、宮村隆二、田原立、飯島隆、石井眞也、滝原賢二の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

松浦康治、石井幸男、草野考弘の各氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任されます下坂正夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	11,155	21	0	可決(99.79)
第2号議案 取締役8名選任の件				
中西 英一郎	11,147	29	0	可決(99.71)
中西 弘毅	11,157	19	0	可決(99.80)
小倉 章男	11,155	21	0	可決(99.79)
宮村 隆二	11,157	19	0	可決(99.80)
田原 立	11,156	20	0	可決(99.79)
飯島 隆	11,157	19	0	可決(99.80)
石井 眞也	11,157	19	0	可決(99.80)
滝原 賢二	11,144	32	0	可決(99.69)
第3号議案 監査役3名選任の件				
松浦 康治	11,154	22	0	可決(99.78)
石井 幸男	11,151	25	0	可決(99.75)
草野 考弘	11,155	21	0	可決(99.79)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	11,126	50	0	可決(99.53)

(注) 1. 各議案が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第4号議案 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上